

# 飯能市総合教育会議

## 「飯能市における特別支援学級等の現状について」

飯能市教育委員会

# 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

通常の学級にも障害のある子供は多数在籍しており、特別支援教育の重要性は更に高まっている。

# 特別支援教育の学びの場の種類

## 1. 特別支援学校

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

### 【対象障害種】

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）

## 2. 特別支援学級

小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。1学級の児童生徒の数の基準は8人となる。

### 【対象障害種】

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者

## 3. 通級による指導

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。児童生徒13人につき1人の教諭が配置される。

### 【対象障害種】

言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

# 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

## 義務教育段階の全児童生徒数

(平成25年度) 1,030万人 → (令和5年度) 941万人  
0.9倍

## 特別支援教育を受ける児童生徒数

32.0万人 (3.1%) → 64.0万人 (6.8%)  
2.0倍

### 特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害  
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.7万人 (0.7%) → 8.5万人 (0.9%)  
1.3倍

### 小学校・中学校

#### 特別支援学級

知的障害 肢体不自由  
身体虚弱 弱視 難聴  
言語障害 自閉症・情緒障害

17.5万人 (2.0%) → 37.3万人 (4.0%)  
2.1倍

#### 通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害  
弱視 難聴 学習障害  
注意欠陥多動性障害  
肢体不自由 病弱・身体虚弱

7.8万人 (1.0%) → 18.2万人 (1.9%)  
2.3倍 (注)

※矢印内の数値は、令和5年度(通級による指導については令和3年度)の児童生徒数を平成25年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したもの。  
(注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公立)の値を用いている。  
なお、平成25年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.8万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

# 特別支援教育の現状について

○飯能市	平成25年度		令和5年度
・ 公立小中学校の児童生徒数	5,747	約0.9倍	5,153
・ 特別支援学級の児童生徒数	62	約2.5倍	158
・ 通級(通常学級在籍)の児童生徒数	35	約2.1倍	75

※本市には、難聴・言語通級と発達・情緒通級がある。

# 特別支援学級増加の要因

## ○発達障害の早期発見と診断の増加

発達障害の認知度が上がり、早期に発見されるケースが増えた。

## ○保護者の意識の変化

保護者の方々の意識が変わり、子ども一人一人のニーズに合った教育を重視するようになった。これにより、特別支援学級を選択肢にする家庭が増えている。

# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,700人) 聴覚障害 (約7,500人) 知的障害 (約141,100人) 肢体不自由 (約30,200人) 病弱・身体虚弱 (約19,300人)  ※重複障害の場合はダブルカウントしている  <b>合計：約151,400人 (※令和5年度)</b> <b>(平成25年度の約1.1倍)</b>	知的障害 (約164,000人) 肢体不自由 (約4,400人) 病弱・身体虚弱 (約4,200人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,200人) 自閉症・情緒障害 (約196,500人)  <b>合計：約372,800人 (※令和5年度)</b> <b>(平成25年度の約2.1倍)</b>	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人)  <b>合計：約183,900人 (※令和3年度)</b> <b>(平成25年度の約2.4倍)</b>
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約51,100人 中学部：約33,400人 高等部：約65,600人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和5年度)	小学校：約265,700人 中学校：約107,000人 義務教育段階の全児童生徒の4.0% (※令和5年度)	小学校：約154,600人 中学校：約 27,700人 高等学校：約 1,700人 (※令和3年度) 義務教育段階の全児童生徒の1.9%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について <b>個別の教育支援計画</b> （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と <b>個別の指導計画</b> （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

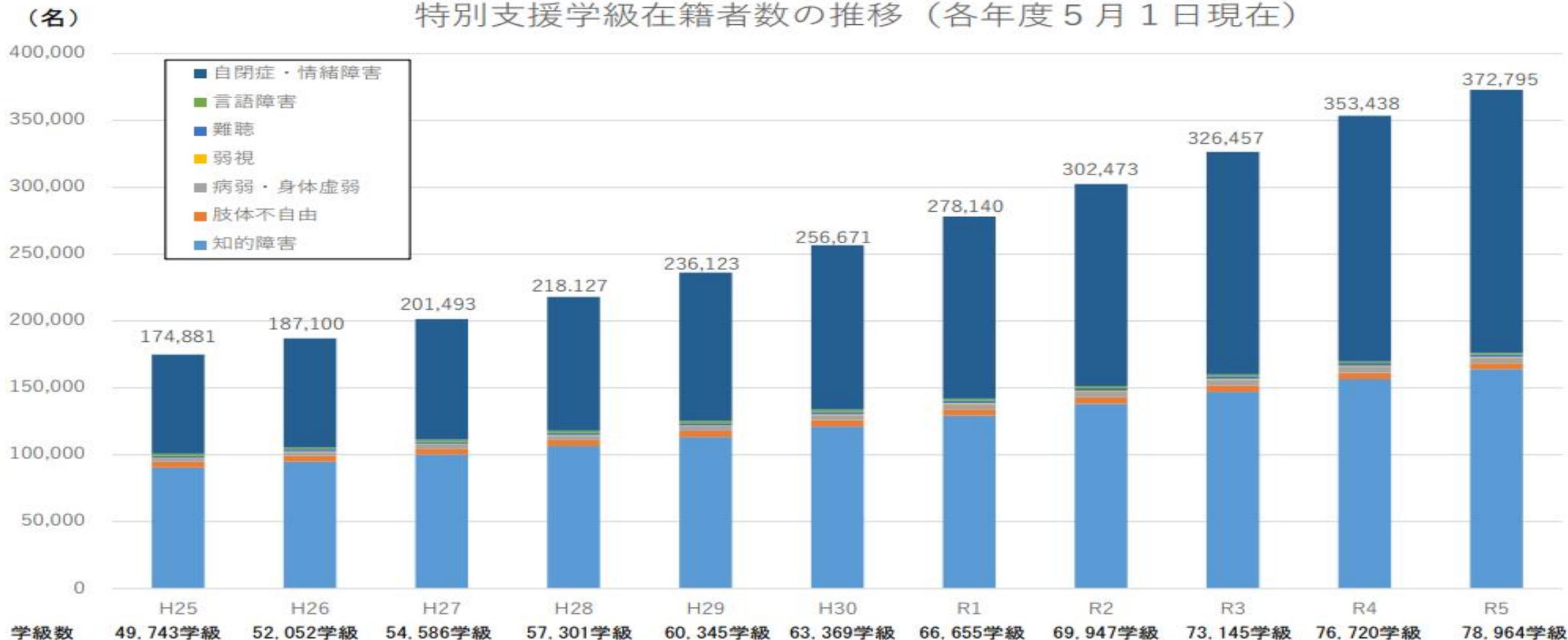
※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8%（小・中）、推定値 2.2%（高）

（令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づきものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。）

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げた合計が一致しないことがある。

# 特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

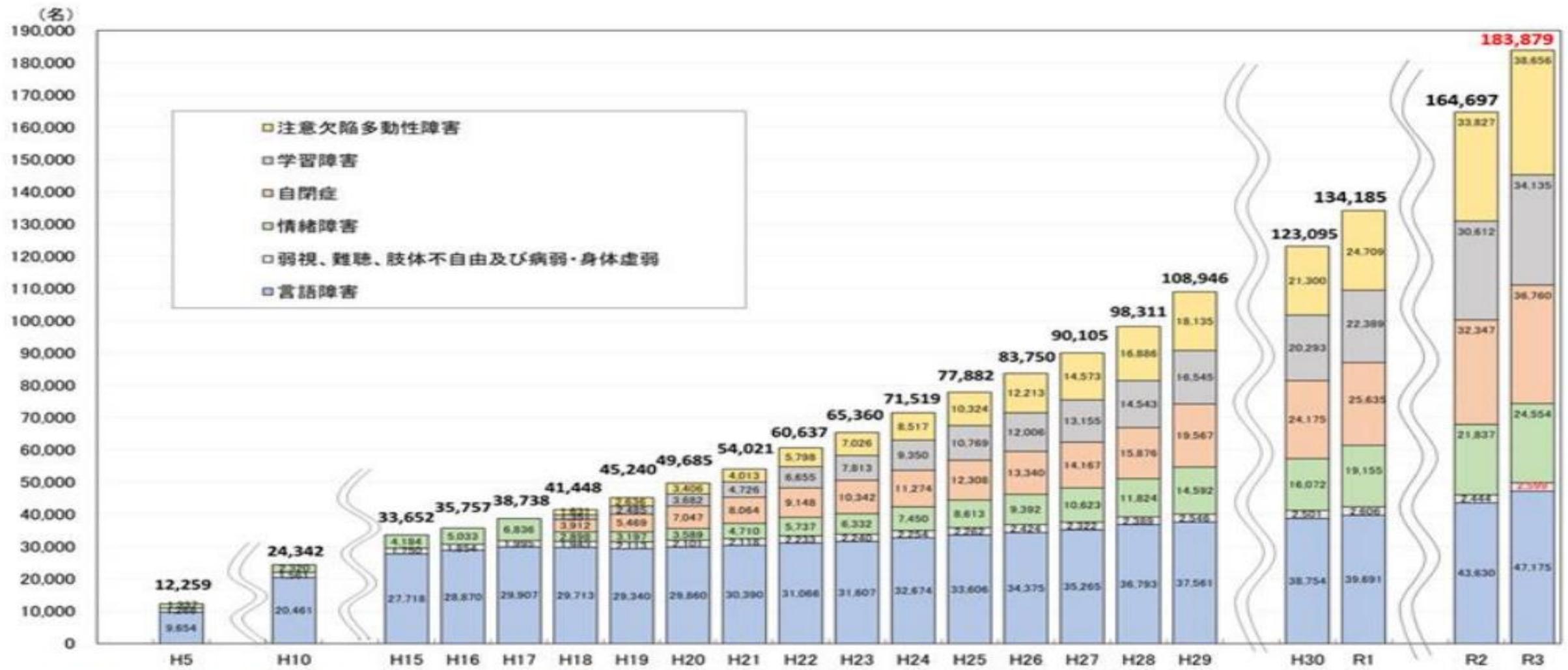


【令和5年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	33,206	3,146	2,841	532	1,354	649	37,236	78,964
在籍者数	164,036	4,419	4,200	592	1,837	1,209	196,502	372,795

(出典)学校基本調査

# 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

# 飯能市特別支援学級児童生徒数

□	小学校	中学校	特支合計	割合	【参考】全児童生徒合計
平成24年度	29	23	52	0.9%	5852
平成25年度	34	28	62	1.1%	5747
平成26年度	40	33	73	1.3%	5573
平成27年度	50	29	79	1.5%	5438
平成28年度	61	23	84	1.5%	5439
平成29年度	68	22	90	1.7%	5382
平成30年度	81	25	106	2.0%	5358
令和元年度	71	36	107	2.0%	5247
令和2年度	84	36	120	2.3%	5267
令和3年度	83	48	131	2.5%	5212
令和4年度	92	43	135	2.6%	5181
令和5年度	106	52	158	3.1%	5153
令和6年度	128	54	182	3.5%	5183

※「割合」は、全児童生徒数に対する特別支援学級在籍児童生徒数の割合

# 特別支援教育に関わる会計年度任用職員数

□	特別支援学級介助員	看護師	特別支援教育支援員	合計
平成29年度	16	0	10	26
平成30年度	16	0	10	26
令和元年度	18	0	12	30
令和2年度	19	0	14	33
令和3年度	20	0	14	34
令和4年度	19	1	13	33
令和5年度	20	1	14	35
令和6年度	21	1	14	36
【予定】令和7年度	23	1	14	38

- ・ 特別支援学級介助員...特別支援学級での支援・介助を行う。
- ・ 看護師...特別支援学級での看護・介助を行う。医療的ケア児の対応。
- ・ 特別支援教育支援員...通常学級で支援を要する児童の支援を行う。

# 飯能市の特別支援学級の指導支援体制

- 国の基準で小・中学校とも1学級の児童生徒数は8人以下となる。
- 小学校は、学級担任と介助員が指導支援を行う。
- 中学校は、1学級の場合は学級担任が指導を行う。  
2学級以上になると学級担任と学年主任が指導を行う。
- 飯能市では、県費負担教職員以外に特別支援学級介助員が支援・介助を行っている。
- 看護師1人が肢体に不自由がある児童生徒の介助・看護を行っている。  
→医療的ケア児が在籍する場合は、看護師が対応する。
- 支援学級の児童生徒数が急増していて、人的に十分な指導支援体制を整えることが困難になってきている。

# 就学相談・教育相談体制の充実

□	来所相談	電話相談	合計	備考（相談員の勤務日数は216日）
平成29年度	811	234	1045	11ヶ月間の相談数 カウンセラー1人（週1日）相談員3人
平成30年度	929	280	1209	11ヶ月間の相談数 カウンセラー1人（週1日）相談員3人
令和元年度	1102	221	1323	11ヶ月間の相談数 カウンセラー2人（週2日）相談員3人
令和2年度	990	390	1380	1年間の相談数 カウンセラー2人（週2日）相談員3人
令和3年度	1526	346	1872	1年間の相談数 カウンセラー2人（週2日）相談員3人
令和4年度	1852	179	2031	1年間の相談数 カウンセラー3人（週3日）相談員3人
令和5年度	1861	180	2041	1年間の相談数 カウンセラー3人（週3日）相談員3人

- ・相談員は、令和4年度まで6時間勤務。令和5年度から7時間勤務。

# 学級数の推移

	通常	知的	自閉情緒	肢体不自由	病弱	特支計	合計
平成24年度	204	11	6	0	0	17	221
平成25年度	200	11	6	0	0	17	217
平成26年度	194	14	6	0	0	20	214
平成27年度	190	14	6	0	0	20	210
平成28年度	187	13	10	0	0	23	210
平成29年度	188	16	10	0	0	26	214
平成30年度	186	16	13	0	0	29	215
令和元年度	182	14	15	1	0	30	212
令和2年度	183	16	16	1	0	33	216
令和3年度	180	16	17	1	0	34	214
令和4年度	183	15	18	1	1	35	218
令和5年度	188	14	23	0	1	38	226
令和6年度	187	19	22	0	1	42	229
令和7年度予測	186	20	27	2	0	49	235

# 学級数の推移

- 平成24年度から令和3年度まで少子化に伴い通常学級が減少してきた。
- 令和元年（平成31年）4月吾野小、西川小、東吾野小が統合して、奥武蔵小学校へ。
- 令和3年4月名栗中学校廃止、原市場中学校へ編入。
- 小学校の通常学級が40人学級から35人学級に段階的に変更。  
令和3年度小学校2年35人学級（埼玉県ではもともと2年生が35人学級）  
令和4年度小学校3年35人学級 令和5年度小学校4年35人学級  
令和6年度小学校5年35人学級 令和7年度小学校6年35人学級
- 特別支援学級は、平成24年度以降ずっと増え続けている状況。
- 平成24年度以降で見ると、令和5年度から学級数の合計の最高値を更新し続けている。
- ★上記のことから、現在余剰教室がほとんどない学校が多くなっている。

# 飯能市の県費負担教職員数の推移

□	小学校	中学校	合計
平成24年度	2 7 3	1 8 1	4 5 4
平成25年度	2 7 1	1 8 2	4 5 3
平成26年度	2 4 5	1 6 6	4 1 1
平成27年度	2 6 0	1 7 1	4 3 1
平成28年度	2 5 5	1 7 0	4 2 5
平成29年度	2 5 6	1 7 1	4 2 7
平成30年度	2 5 8	1 7 6	4 3 4
令和元年度	2 3 6	1 6 8	4 0 4
令和2年度	2 4 8	1 7 0	4 1 8
令和3年度	2 5 7	1 6 6	4 2 3
令和4年度	2 7 5	1 6 8	4 4 3
令和5年度	2 7 4	1 6 9	4 4 3
令和6年度	2 8 4	1 7 4	4 5 8

・令和4年度から飯能市でも教員不足（未配置・未補充）が深刻になってきた。

# 特別支援学級児童生徒数増加に伴う課題

- ・ 担任 1 人当たりの児童生徒数の増加、障害の多様化、ニーズの多様化に伴い、**支援学級担任に対し、これまで以上に高度な対応が求められている。**
- ・ 保護者の求めるニーズに対し、学校として対応しきれない事象が増加している。
- ・ **急激な学級数の増加**に伴い、支援学級の経験のない教員や臨時的任用教員が特別支援学級を担当することが増えている。
- ・ 各学校に他機関との連携のスキルが十分でない場合がある。また、連携を進めようとしたときに、考え方や立場の違いで連携が難しい場合がある。

# 市の特別支援教育の充実に向けて

- ・ **特別支援学級介助員（会計年度任用職員）の配置の充実**
- ・ 就学相談の周知（小・中学校、幼稚園、保育所等への説明）
- ・ **就学相談・教育相談体制の充実**
- ・ 特別支援教育を推進するための**研修の充実**
- ・ 県特別支援教育担当者への指導依頼
- ・ 特別支援学校コーディネーターによる指導助言（地域のセンター的機能、支援学級の環境整備やこどもへの対応の助言）
- ・ **福祉、医療、保健、教育の連携強化**（生徒指導訪問、ケースカンファレンス、同行受診、情報交換等）